

フロン排出抑制法早わかり図解

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

※本チラシの画像は(株)空調タイムス社が作成した画像をもとに同社の協力を得て制作しています。

冷凍空調設備専門業者の役割が大幅に拡大

都道府県知事の登録を受けた
専門事業者以外はフロン類の
「充填」「回収」ができない
(「冷媒フロン類取扱技術者」等が充填を行う)

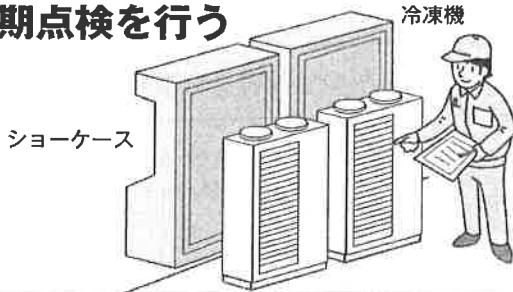


繰り返し充填の禁止

(修理を行わずに充填は禁止)



一定規模以上の機器は
「冷媒フロン類取扱技術者」等が
定期点検を行う



指定冷媒以外のフロン類の 充填をしてはならない

(他の冷媒を充填する場合は、機器メーカーへの確認や
ユーザーの了解が必要)



「充填量」「回収量」を記録保存し
年度ごとに都道府県知事へ報告



「充填証明書」
「回収証明書」を
機器の管理者に
交付しなければ
ならない(30日以内)



罰則

1. 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ①未登録、虚偽登録
 - ②業務停止命令違反
 - ③みだり放出
2. 50万円以下の罰金
 - ①充填基準違反
 - ②行程管理票交付違反
3. 30万円以下の罰金
 - ①未届出、虚偽届出

4. 20万円以下の罰金
 - ①記録保存義務・虚偽記録違反
 - ②未報告、虚偽報告
 - ③立ち入り検査の拒否、妨害、忌避
5. 10万円以下の過料
 - ①廃業未届出

機器の所有者(管理者)は義務としての責任が増大

管理担当者を決める

管理する機器を調査しリストを作る機器ごとに点検記録簿(ログブック)を作成する

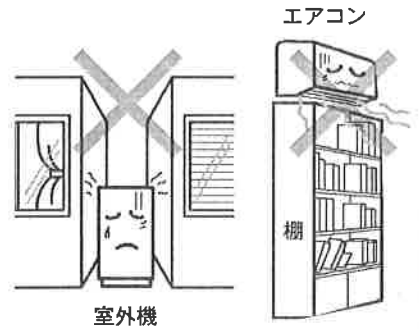
点検記録簿……
(例)・店内
・バックヤード



簡易点検の実施担当者を決めておく



機器を適切な場所に設置

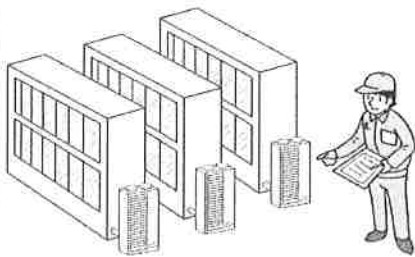


室外機

エアコン

棚

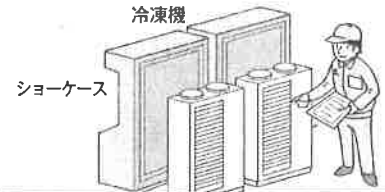
簡易点検は日常的に実施する



漏えいが疑われる場合は、専門業者に速やかに点検・修理を依頼する



専門業者(「冷媒フロン類取扱技術者」等)による定期点検の実施



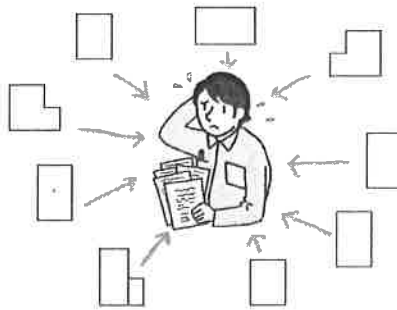
定期点検の頻度		
製品区分	圧縮機の定格出力	点検の頻度
エアコン	7.5kW以上 50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷蔵・冷凍機器	7.5kW以上 50kW未満	1年に1回以上

点検・整備記録簿を記録・保存

キャビネット

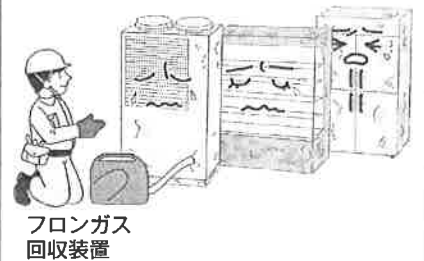


算定漏えい量の報告



機器の廃棄時にはフロン類を回収しなければならない

室外機 ショーケース 冷凍機



フロンガス回収装置

(管理者関連) 罰則

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ①フロン類のみだり放出
- 50万円以下の罰金
 - ①管理者の判断基準違反
 - ②行程管理票交付違反

- 20万円以下の罰金
 - ①「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告
 - ②立ち入り検査の拒否、妨害、忌避
- 10万円以下の過料
 - ①算定漏えい量の未報告、虚偽報告